

第4回稲美町空き家等対策協議会 次第

と き 平成29年3月21日(水)10時00分～
ところ 稲美町役場新館4階コミュニティセンターホール

1. 開 会

2. 町長あいさつ

3. 会長あいさつ

4. 協議事項

(1) パブリックコメントの実施結果について

(2) 稲美町空き家等対策計画（最終案）について

(3) 平成29年度空き家等対策関連予算について

(4) その他

5. その他

(1) 今後のスケジュールについて

6. 閉 会

稲美町空き家等対策協議会 委員名簿

平成29年3月21日現在

No.	区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職	備 考
1	町長	古谷 博	稲美町長	
2	地域住民	宮永 康雄	稲美町自治会長会会長 (加古地区)	【副会長】(H28.6.16~) (H28.3.25~H28.4.16 山口 克己)
3	地域住民	竹内 義和	稲美町自治会長会副会長 (母里地区)	(H28.3.25~H28.4.16 岩本 彰)
4	地域住民	松野 司義	稲美町自治会長会副会長 (天満地区)	(H28.3.25~H28.4.16 小村 徹) 【副会長】(~H28.4.16)
5	法務	稲垣 隆男	兵庫県司法書士会播磨支部	
6	不動産	松本 高亮	兵庫県宅地建物取引業協会 加古川支部支部長	
7	建築	大西 秀継	兵庫県建築士会加古川支部	
8	福祉	三井津 勝之	稲美町民生委員児童委員協 議会副会長	(H28.3.25~H28.11.30 藤本 博敏)
9	住民グループ	原 明里	いなみさん家副代表	
10	学識経験者	稲富 恭	兵庫大学共通教育機構教授 (副機構長)	【会長】

○稲美町空き家等対策協議会設置要綱

(平成28年2月12日要綱第4号)

改正 平成29年1月24日要綱第3号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、稲美町空き家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 稲美町空き家等対策計画(以下「対策計画」という。)の作成及び変更に関すること。
- (2) 対策計画の実施に関すること。
- (3) その他空き家対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会の委員は、15名以内とする。

2 委員は、町長のほか住民代表、学識経験者その他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱を受けた年度から2か年度とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の議長となり、その進行を司る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協議会)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(意見の聴取等)

第8条 会長が必要であると認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、経営政策部において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年1月24日要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

稲美町空き家等対策計画（案）に対する住民意見募集結果について

稲美町空き家等対策計画（案）に対する住民意見の募集を行いましたところ、大変貴重なご意見をたくさんいただき、誠にありがとうございました。

ここに、提出いただいたご意見とそのご意見に対する町の考え方を示します。

1 意見募集の概要

【募集期間】 平成29年1月27日（金）～2月27日（月）

【募集方法】 町ホームページ
役場企画課
役場情報公開コーナー
協働まちづくりモニターアンケート
記者発表（神戸新聞掲載）

2 意見の提出状況

◇提出者数 12名

◇提出意見等 26項目

パブリックコメント結果意見と町の考え方 とりまとめ表

意見区分	意見 件数	掲載 ページ	掲載箇所
自己管理啓発	3	3, 9	Ⅱ-1-(3)【活用支援】調査・研究 【措置対応】 Ⅱ-4-I 啓発 Ⅱ-4-II 啓発・情報提供
行政支援	6	3, 10	Ⅱ-1-(3)【活用支援】調査・研究 Ⅱ-5-(1) 情報提供 Ⅱ-5-(3) 調査・研究
相談窓口	2	9, 13	Ⅱ-4-IV 民間情報提供 Ⅱ-7 相談窓口
利活用(集いの場, 移住, 地域見守り)	6	10	Ⅱ-5-(1) 情報提供 Ⅱ-5-(3) 調査・研究
事例研究	1	10	Ⅱ-5-(3) 調査・研究
解体補助	1	10	Ⅱ-5-(3) 調査・研究
宅地軽減	1	10	Ⅱ-5-(3) 調査・研究
規制緩和	3	10	Ⅱ-5-(1) 情報提供 Ⅱ-5-(3) 調査・研究
情報公開	2	10, 16	Ⅱ-5-(1) 情報提供 Ⅱ-9 検証・見直し
法律相談	2	13	Ⅱ-7 相談窓口
土地利用	1	13	Ⅱ-7 相談窓口
検証	2	16	Ⅱ-5-(1) 情報提供 Ⅱ-5-(3) 調査・研究 Ⅱ-9 検証・見直し
目標設定	1	-	

稲美町空き家等対策計画(案)に対するパブリックコメント実施結果(ご意見と町の考え方)

№	意見区分	提案箇所	提案箇所	ご意見	掲載ページ	町の考え方
1	行政支援	6ページ ④	空き家の所有者アンケート結果の概要	将来的に我が家が空き家とならざるを得ないというきびしい現実に向き合っている側に寄り添った行政の取り組みを期待します。	3ページ10行目	『Ⅱ-1-(3)今後の空き家等に関する対策の取組方針』の【活用支援】として、建物管理や除却及び除却後の活用について、助言及び幹旋に努めるとともに支援制度や補助制度について、調査・研究を行ってまいります。
2	自己管理啓蒙	2.その他	その他	空き家は近隣地域全体に迷惑です。自治会費は取っておられるのでしゅうか。	9ページ8行目	『Ⅱ-4.所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項』として、空き家等の管理不全抑制のため、自治会等の地域、町が連携しながら、所有者等に適切な管理を促してまいります。
3	自己管理啓蒙	5ページ1行目	平成27年度稲美町空き家実態調査結果の概要 ④ 問題・課題 1. 近隣・地域全体への悪影響の顕在化	印南地区にも空き家が発生しており、売却も賃貸も考えていないらしい。 又、未建築の宅地もあり、全く管理されず放置されている。所有者への管理の徹底、警告、処分(所有者への)を強力に行うべきと考えます。	9ページ10行目 3ページ12行目	『Ⅱ-4.所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項』の『Ⅱ.所有者等の意識の涵養、理解の促進のための情報提供』として、広報的な管理の重要性や管理不全の空き家等が周辺地域にもたらす諸問題について啓発してまいります。 『Ⅱ-1-(3)今後の空き家等に関する対策の取組方針』の【措置対応】として、地域や専門家に意見や協力をもとめ、活用方法も含めた適切な助言や指導を所有者等に対して行うよう努めるものとし、「勧告」「命令」「代執行」については、所有者等の事情も含め、その客観性及び公平性に妥当性の観点から慎重に判断して行うものとしてまいります。
4	自己管理啓蒙	2.その他	その他	所有者の管理の徹底をうながすが(行政)空き家が周囲に及ぼす悪影響を所有者に促すべき	9ページ10行目	『Ⅱ-4.所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項』の『Ⅱ.所有者等の意識の涵養、理解の促進のための情報提供』として、広報的な管理の重要性や管理不全の空き家等が周辺地域にもたらす諸問題について啓発してまいります。
5	情報公開	2.その他	その他	空き家に関する対策は大事だと思えます。もともと色々な方に簡単に情報を知らせてもらっています。	10ページ3行目	『Ⅱ-5.空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項』の『(1)空き家等の活用促進に関する情報提供』として、ホームページ、チラシ等を活用して、所有者等に空き家等の活用に関する情報提供に努めてまいります。
6	利活用(集いの場)	2.その他	その他	空き家を利用して自治会で1000円でオーブンカフェ(コーヒー、紅茶、しよらが湯、甘酒)等されたらどうでしょうか。高齢者が集まる場所として、1人暮らしの傾聴の場として大変良い事だと思えますが。	10ページ3行目、9行目	『Ⅱ-5.空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項』(1)空き家等の活用促進に関する情報提供として、ホームページ、チラシ等を活用して、所有者等に空き家等の活用に関する情報提供に努めるとともに、『(3)空き家等の活用に関する調査研究』として、空き家等の活用に関して、地域ニーズ等の情報収集を行い、オーブンカフェや高齢者の傾聴の場など有効な手法について調査・研究を行ってまいります。
7	行政支援	2.その他	その他	空き家対策は、これからの稲美町にとって原石とも言える課題です。ここをうまく活用して活かすも殺すも役場次第です。これだけのデータがあつて、形だけで終わらせるか、本気でされるのか、一住民として楽しみにしております。	10ページ9行目	『Ⅱ-5.空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項』の『(3)空き家等の活用に関する調査研究』として、有効な手法について調査・研究を行ってまいります。

福美町 家等対策計画(案)に対するパブリックコメント実施結果(ご意見、町の考え方)

No.	意見区分	提案箇所	提案箇所	ご意見	掲載ページ	町の考え方
8	事例研究	2. その他	その他	2. うまくいった事例、うまくゆかない事例を分析して欲しい。	10ページ9行目	先進事例等につきましては、『II-5. 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用に関する事項』の『(3)空き家等の活用に関する調査研究』として、空き家等の活用に関して、地域ニーズ等の情報収集を行い、有効な手法について調査・研究を行ってまいります。
9	利活用(地域の見守り)	3ページ5~7行目	(3) 今後の空き家等に関する対策の取組方針【啓発活動】【早期対策】	高齢で独居での生活されている場合、生前から社会的にも福祉面でも最大限の優遇が約束(七くなるまで)がされれば、不安や林しさからも救われ、離れて暮らす子どもも、親族も安心できる政策が必要かと思えます。没後の家屋の買上げも約束できるように。実際、いざ現実になる問題点が多く発生し、なかなかちがつかない現状でしようか。福祉面が問われまます。独居でも見守られ、生活面の心配も要らない。子どもたちも親族も離れていても、ある程度の安堵を得られる。その替り、家屋数がその代替に見積られる。あくまで本人優先で、親族の負担が基本となりますが、条件さえ満たされれば地域のなかで見守られ、双方共によい結果が得られるのでは。そのかわり最後までで尽くせるように福祉で、地域で、有利な選択かとも考えまます。	10ページ3行目	『II-5. 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項』の『(1)空き家等の活用促進に関する情報提供』として、ホームページ、チラシ等を活用して、所有者等に空き家等の活用に関する情報提供に努めるとともに、『(3)空き家等の活用に関する調査研究』として、空き家等の活用に関して、地域ニーズ等の情報収集を行い、有効な手法について調査・研究を行ってまいります。
10	利活用(呼び込み)	2. その他	その他	空き家の老朽化より、活用することを期待します。 町に活力をは、空き家を利用することにより、活性化できると思います。 (家は人が住まない、風が入らずに、すぐにだめになります。良い状態の間に人が住むことを望みます。) まだまだ住だだ住める家の空き家を町内、他市町でもどこでもよく見かけます。 対策計画案とありますが、住む人がいなくなつたから、住まなくなつたから空き家なので、それならば住む人、住める人をお連れすればよいと思えます。福美町は地産池消で8年間農林水産大臣賞輝いたすばらしい給食があります。子どもたちにも安全でおいしい給食を提供くださり、本当にありがとうございます。 空き家は人が住まず、放置すれば、あつとという間に老朽化します。それならばどうか放射能が心配で帰れない親子さんたちには無償で貸して頂けないでしょうか。人が住むことで空き家は高いお金のかかるゴミにならずに済むと思えます。子どもたちも私たちのためにどうか地方自治体からの救いの手をお願い致します。	10ページ3行目	『II-5. 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項』の『(1)空き家等の活用促進に関する情報提供』として、ホームページ、チラシ等を活用して、所有者等に空き家等の活用に関する情報提供に努めるとともに、『(3)空き家等の活用に関する調査研究』として、空き家等の活用に関して、地域ニーズ等の情報収集を行い、有効な手法について調査・研究を行ってまいります。
11	利活用(見守り)	2. その他	その他	放課後のすこす場所として利用できるようになればいいなあと思います。退職された方等にも声をかけて見守り隊のようになれば、空き家のリフォームや解体工事等々は、ぜひ町の工事業社等に声がかかるといいなあと思っています。カブエやレストラン等にも転用されてほしいです。	10ページ3行目	『II-5. 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項』の『(1)空き家等の活用促進に関する情報提供』として、ホームページ、チラシ等を活用して、所有者等に空き家等の活用に関する情報提供に努めるとともに、『(3)空き家等の活用に関する調査研究』として、空き家等の活用に関して、地域ニーズ等の情報収集を行い、有効な手法について調査・研究を行ってまいります。

福美町空き家等対策計画(案)に対するパブリックコメント実施結果(ご意見と町の考え方)

No.	意見区分	提案箇所	提案箇所	ご意見	掲載ページ	町の考え方
12	利活用、行政支援	2. その他	その他	できるだけ再利用すること心がけて行う。行政主導ではなく、民間、自治体、個人の意見を重視することが将来的に意欲的に継続されると思う。行政はそれを支援する方がよいと思う。老人会、女性グループ、大学生、中高生などにもアプローチして主体性を育てるべきだと思う。	10ページ 9行目	『II-5. 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用促進に関する事項』の『(1)空き家等の活用促進に関する情報提供』として、ホームページ、チラシ等を活用して、所有者等に空き家等の活用に関する情報提供に努めるとともに、『(3)空き家等の活用に関する調査研究』として、空き家等の活用に関して、地域ニーズ等の情報収集を行い、有効な手法について調査・研究を行ってまいります。
13	利活用、行政支援	3ページ 5行目、 10行目	(3) 今後の空き家等に關する対策の取組方針【啓発活動】 【活用支援】	まちづくりの一環として活用するとともに、地域のたに、共通理解の上で協力を求める。少しは強制力もこの際必要かも。 5年間の期間を設けて対策を講ずる以上、メリットを十分に啓発する。(デメリットの解説) そのために、活用支援をし、積極的に実行できるようにすること。 まちづくりの一環として指導すること。	10ページ 9行目	『II-5. 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用促進に関する事項』の『(1)空き家等の活用促進に関する情報提供』として、ホームページ、チラシ等を活用して、所有者等に空き家等の活用に関する情報提供に努めるとともに、『(3)空き家等の活用に関する調査研究』として、空き家等の活用に関して、地域ニーズ等の情報収集を行い、有効な手法について調査・研究を行ってまいります。
14	規制緩和	5ページ 図中	平成27年度福美町空き家等調査結果の概要	危険度ランク3、4の16件については、除却又は更地にして、利活用ができるように、現行法を改正又は除外規定により、規制緩和をする。	10ページ 9行目	『II-5. 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用促進に関する事項』の『(1)空き家等の活用促進に関する情報提供』として、ホームページ、チラシ等を活用して、所有者等に空き家等の活用に関する調査研究』として、空き家等の活用に関して、地域ニーズ等の情報収集を行い、有効な手法について調査・研究を行ってまいります。
15	規制緩和	6ページ 16行目	空き家の所有者アンケート結果の概要 ③ 空き家所有者の現状	売却したい所有者の中に、市街化調整区域の物件が何件くらいあるのか、これらの物件に対して、有効活用するための規制緩和が必要である。 特に、売却できる条件を整える必要がある。 更地(既存宅地)の取り扱いの規制緩和が必要である。	10ページ 9行目	『II-5. 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用促進に関する事項』の『(1)空き家等の活用促進に関する情報提供』として、ホームページ、チラシ等を活用して、所有者等に空き家等の活用に関する調査研究』として、空き家等の活用に関して、地域ニーズ等の情報収集を行い、有効な手法について調査・研究を行ってまいります。
16	行政支援、規制緩和	2. その他	その他	利活用の具体策で特に行政が求めている土地利用を例示する。(グループホーム、保育園等) 補助金制度や規制緩和等、農家住宅としてのあり方を検討すべきである。 人口増施策の一環として、現行の制度を脱皮して取り組むの整備)をPRして、現行の制度を脱皮して取り組んでもらいたい。	10ページ 9行目	『II-5. 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用促進に関する事項』の『(1)空き家等の活用促進に関する情報提供』として、ホームページ、チラシ等を活用して、所有者等に空き家等の活用に関する調査研究』として、空き家等の活用に関して、地域ニーズ等の情報収集を行い、有効な手法について調査・研究を行ってまいります。
17	宅地軽減 解体補助	2. その他	その他	固定資産税の宅地税の軽減、解体費の補助は町として必要。	10ページ 10行目	『II-5. 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用促進に関する事項』として、有効な手法について調査・研究を行ってまいります。

稲美町 家等対策計画(案)に対するパブリックコメント実施結果(ご意見、町の考え方)

No.	意見区分	提案箇所	提案箇所	ご意見	掲載ページ	町の考え方
18	土地利用	2. その他	その他	④市街化調整区域では宅地でも解体すれば再建築できない。土地が売れない。	13ページ 4行目	『II-7. 住民等からの空き家等に関する相談への対応に関する事項』として、所有者等からの空き家の除却・利活用などについての相談を受ける「空き家等利活用等相談窓口」の設置を予定しています。 なお、市街化調整区域での課題を解決していくため、地区計画や特別指定区域制度(田園集落のまちづくり)などに取り組んでいくところとします。
19	法律相談	2. その他	その他	③被相続人に負債のある場合、権利放棄を認められている。	13ページ 7行目	『II-7. 住民等からの空き家等に関する相談への対応に関する事項』として、利活用の相談窓口を設置し、空き家等の利活用に専門業者等への相談などについては、外部関係団体との連携により、空き家等の所有者等に必要な情報を提供できよう努めることとしますが、法律相談といった具体的な文書を入れていけませんので、記述を追加します。
20	法律相談	2. その他	その他	②この様な負の財産は相続分割協議の時に先祖を守る場所に押し付けられているか共有財産にして相続人の代が変わり相続人が数十人に増えている、協議ができない。	13ページ 7行目	『II-7. 住民等からの空き家等に関する相談への対応に関する事項』として、利活用の相談窓口を設置し、空き家等の利活用に専門業者等への相談などについては、外部関係団体との連携により、空き家等の所有者等に必要な情報を提供できよう努めることとしますが、法律相談といった具体的な文書を入れていけませんので、記述を追加します。
21	窓口設立希望	9ページ III, IV	4. 所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項 III. 窓口体制の確立 IV. 民間団体等のサービス情報提供	特に、III. 窓口体制の確立、IV. 民間団体等のサービス情報提供の確立を望む。 支援センター、サービスセンターなどのようにはつきり立ち上げるようにして欲しい。地域包括支援センターや営農支援センター並みの体制は無理か。 気軽に相談しやすいもの。この関係のNPO法人は他に例がないでしょうか。	13ページ 9行目 9ページ 16行目	『II-7. 住民等からの空き家等に関する相談への対応に関する事項』として、所有者等からの空き家の除却・利活用などについての相談は多岐分野にわたることが考えられるため、「空き家等苦情相談窓口」及び「空き家等利活用等相談窓口」の設置を予定しています。 また、空き家等の利活用に専門業者等への相談などについては、外部関係団体との連携により、空き家等の所有者等に必要な情報を提供できよう努めることとします。 『II-4. 所有者等による空き家等の適切な管理の促進に関する事項』では、『IV. 民間団体等のサービス情報提供』として、草木の伐採、管理代行、売買、賃貸、リフォーム、解体、相続、登記などに関する所有者等の相談に適切に対応するため、民間団体等(シルバー人材センター、NPO法人等)が行うサービスを提供していただくこととします。
22	相談窓口、行政支援	2. その他	その他	①市街化調整区域内での問題がほとんどで、土地利用制度・祖父時代の負の財産等から考えて行政からの相談・指導等を「窓口一本化」し、支援・補助を考えたかどうか。	13ページ 10行目 10ページ 9行目	『II-7. 住民等からの空き家等に関する相談への対応に関する事項』として、所有者等からの空き家の除却・利活用などについての相談を受ける「空き家等利活用等相談窓口」の設置を予定しています。 また、『II-5. 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項』の『(3)空き家等の活用に関する調査研究』として、有効な手法について調査・研究を行ってまいります。
23	情報公開	2. その他	その他	1. 計画の策定以降、どのような成果があったのか教えて欲しい。	16ページ 5行目	『II-9. その他空き家等に関する対策の実施に必要事項』として、空き家等に関する「予防」「活用」「措置対応」を基本とし、国の指針やガイドラインに基づき、より効果的な手法を検討し、対策を講ずることとし、その結果および成果を検証の上、必要に応じて情報公開を行ってまいります。

稲美町空き家等対策計画(案)に対するパブリックコメント実施結果(ご意見と町の考え方)

No.	意見区分	提案箇所	ご意見	掲載ページ	町の考え方
24	検証 2. その他	その他	3. 全体的にPDCAのサークルが回っているのかどうかわからない。	10ページ 5行目	『II-9. その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項』として、空き家等に関して、「予防」「活用」「措置対応」を基本とし、国の指針やガイドラインに基づき、より効果的な手法を検討し、対策を講じることとし、その結果を検証の上、見直すものとしています。
25	検証 4ページ 6行目	2. 計画期間 「必要に応じた適切な見直し」	計画には推進計画が必要であるので、目標をしっかりと立て、それに基づき達成できるように見直しをしてもらいたい。 情報提供は、もつとも重要な成功のポイントとなるので、地域説明会(主な地域)や、ピラの配布をすべきである。 又は、住民会議等の連携による推進も可能である。	10ページ 5行目 10ページ 3行目、9行目	『II-9. その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項』として、空き家等に関して、「予防」「活用」「措置対応」を基本とし、国の指針やガイドラインに基づき、より効果的な手法を検討し、対策を講じることとし、その結果を検証の上、見直すものとしています。 また、『II-5. 空き家等及び除却した空き家等に係る跡地の活用の促進に関する事項』の『(1)空き家等の活用促進に関する情報提供』として、ホームページ、チラシ等を活用して、所有者等に空き家等の活用に関する情報提供に努めるとともに、『(3)空き家等の活用に関する調査研究』として、空き家等の活用に関して、地域ニーズ等の情報収集を行い、有効な手法について調査・研究を行ってまいります。
26	目標設定 2. その他	その他	対策計画の中に具体的目標値が明示されていない。	-	具体的目標値については、空き家の周辺影響度等を勘案しながら個別具体的に対応していくこととなるため、計画案の中には明示しておりません。

平成29年度 空き家等対策に係る施策一覧

大区分	中区分	事業名	担当課	備考	
予防	土地利用	沿道等活性化地区計画策定事業	都市計画課		
		田園集落まちづくり事業（特別指定区域）	都市計画課		
	住宅支援	(新) 沿道活性化にぎわいづくり補助事業	都市計画課		
		田園集落まちづくり住宅新築促進事業	都市計画課		
		親元近居住宅取得等支援補助事業	都市計画課		
		住宅耐震等補助事業	都市計画課		
		各種相談	法律相談	企画課	
	ひょうご空き家対策フォーラム				
	活用	利活用支援	親元近居住宅取得等支援補助事業（再掲）	都市計画課	
			住宅耐震等補助事業（再掲）	都市計画課	
住宅リフォーム補助事業			産業課		
(新) 空き家等利活用等相談窓口			都市計画課		
(新) 空き家バンク事業			都市計画課		
(新) 空き家活用支援事業			都市計画課		
措置対応	特定空き家認定	稲美町空き家等対策協議会等運営事業	企画課		
	管理不全対策	(新) 空き家等苦情相談窓口	生活環境課		

【空き家等対策計画 作成スケジュール】

H29.3.21 現在

年 月	役割及び実施項目			その他	
	本部・事務局	対策協議会	住民・議会・関係者		
平成27年度	5			常任委員会(5/14木)	空き家等対策の推進に関する特別措置法 H26.11.27公布 H27.5.26完全施行
	6	水道閉栓情報調査 空き家実態調査(自治会)			
	8	空き家現地調査 (~10月)			
	11			常任委員会(11/4水)	
	1	本部会議①(1/15金) (本部設置)			
	2	所有者意向調査 (2/5金~3/10木)			常任委員会(2/2火)
	3	実態調査結果/所有者意向調査結果 集約	空き家等対策協議会① (3/25金)		
平成28年度	5			常任委員会(5/12木)	
	6	本部会議②(6/14火) (対策計画素案作成)	協議会②開催(6/16木) (対策計画素案協議)		
	8			常任委員会(8/8月)	
	12	専門部会①(12/27火) 本部会議③(1/16月) (対策計画案作成)	協議会③開催(1/25水) (対策計画案協議)		
	1			パブリック・コメント (1/27金~2/27月)	
	2			常任委員会(2/7火)	
	3	本部会議④(3/16木) (対策計画最終案作成) 本部会議⑤(3/24金) (対策計画策定) 対策計画 公表	協議会④開催 (3/21火予定) (対策計画最終案協議)		予算特別委員会(3/9木)
平成29年度	本部会議 開催	協議会 開催		<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家等苦情相談窓口 ・ 空き家等利活用等相談窓口 ・ 空き家利活用支援補助 ・ 空き家バンク など 	